

沖縄市子育て世帯給付金 のご案内

1. 支給対象者（沖縄市内に住所を有する以下3点のいずれかに該当する方）

- ① 令和5年12月31日時点、平成17年4月2日以降に出生したこどもを養育している方
- ② 令和6年1月1日から令和6年4月1日の間に出生したこどもを養育している方
- ③ 令和6年1月1日から令和6年4月1日の間に転入し、平成17年4月2日以降に出生したこどもを養育している方

2. 支給額

こども1人当たり一律 **1万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、沖縄市より児童手当を受給している方またはこども医療費助成対象者は、申請不要で受け取れます。**2月29日（木）**、児童手当受給口座（児童手当受給者でなければこども医療費助成口座）に振り込む予定となります。
- ▶ 沖縄市より児童手当、こども医療費助成のどちらも受給していない方（高校生のみを養育する方等）は、申請が必要になります。

【ご注意ください】

- ※ 児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。
- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、沖縄市役所ホームページをご参照いただき、「沖縄市子育て世帯給付金受給拒否の届出書」を郵送してください。

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 沖縄市役所こどものまち推進部

こども企画課

沖縄市子育て世帯給付金担当

（受付時間：平日8:30～17:15）

098-939-1212

（内線3405）



「沖縄市子育て世帯給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、沖縄市担当や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。